

をして諸般の報告をいたさせます。

(島田議会事務局長報告)

一、昭和四十八年第一回福生市議会臨時会の招集について(別添参照)

二、議案の送付について(別添参照)

三、議案の訂正について(別添参照)

四、市議会議事説明員の委任について(別添参照)

五、選挙管理委員の就任について(別添参照)

六、十一月分例月出納検査実施結果報告(別添参照)

七、議員提出議案の受理について

○議長(末次性男君) 以上で報告は終了します。

○議長(末次性男君) 日程第二会期の決定を議題といたします。

今次臨時会の会期については、議会運営委員会において検討されており、委員長から報告を願います。

(議会運営委員長 員井喜代次君登壇)

○議会運営委員長(員井喜代次君) ご指名がございましたので報告

いたします。

議会運営委員会は去る一月十八日午前九時、委員の

出席を得まして開催し、議長から諮問されました今次臨時会

の会期、日程等について協議いたしました。協議の結果は、議

案件数その内容等諸般の諸事情を考慮して会期については、

本日一日限りとして委員会は決定し、お願いすることいたしました。

理由といたしましては、議案の件数は長提出分が九件、議

員提出分が二件、計十一件であります。条例改正の一部

と人事及び決議を除く六件は国家公務員の給与改定にと

もなう市職員の給与改定とこれにもなう補正が主体であっ

て、補正予算の一部には事業費等の一部計上もあります。

が、詳細にわたる内容の説明を聞くことにより賢明なる議

員各位には十分にご理解とご納得をいただけるものと判断し

て、今次臨時会の会期を一日限りとした次第であります。

さらに日程の順序につきましては、お手もとにご配布の

とおり編成し、全員協議会の開催も予定しております。

ごお含めおき願います。

本日招集の昭和四十八年初当の臨時会が議員各位のご協力により円滑に運営されるよう今般じ、報告いたします。

○議長(末次性男君) 以上で委員長の報告は終了しました。

おはかりいたします。

会期につきましてはただいま委員長から報告されたとおり本日一日限りと決定いたしましたと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって会期は本日一日間と決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程ヲ三議案ヲ一号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

○議長(末次性男君) これより暫時休憩いたします。

午前十時十四分休憩

午前十一時一分開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画調査室長大野忠一君登壇)

○企画調査室長(大野忠一君) 議案の一号福生市の一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして説明を申しあげます。

国家公務員につきましては昨年八月に人事院の勧告があり、十二月の国会で法律改正がされております。

東京都におきましては十月に人事院勧告がありまして十二月定例都議会が改正されております。

これらに準じまして都下の各市町の多くが改正を行なっておりますので、当市におきましても国家公務員ならびに東京都下の市町の状況とにらみ合せまして改正いたしたいと考えまし

て、ご提案申しあげた次でございませう。

条文の改正内容について申しあげます。

オ五条は給料表の規定でございませうが、新旧対照表にありますように現在の給料表は別表一と別表二に分けられており、オ五条は一項、二項、三項、四項とあったわけでございますが、この給料表を一本化したいと、二表のものも一表にまとめたいというものでございませう。

それから次のオ九条の三項でございませうが、扶養手当の規定でございませう。この三項は配偶者に対する扶養手当の額でございませうが、現在二千五百円ですがこれを三千円に改めようとするものでございませう。それから千円を二千円に改めようとするのは、これは十八才未満の子供と六十才以上の父母等の扶養手当でございませう。それからオ十条の三でございませうが、これは住居手当の規定でございませう。現在千円でございませうが、これを千五百円に改めようとするものでございませう。次のオ十一條は通勤手当の規定で



ございませう。通勤手当につきましては現在交通機関の要する運賃の額につきまして最高四千六百五十円を限度として支給してあるわけでございますが、これは都下の各市町とも全額負担しておりますのでその制限をなくしたいという内容のものでございませう。二項につきましては現在のものと変わっておりませう。

附則でございませうが施行期日で、公布の日から施行し、昭和四十七年四月一日から適用するとありますが、これにつきましては附則別表オ一とオ二とありますが、四月一日から適用いたしまして十二月分までこの表を適用し、一月一日から別表オ一、五等給制のものにのりかえようという内容のものでございませう。ただいま申しあげました各手当

の関係でございませうが、配偶者の二千五百円から三千円にする部分につきましては、昭和四十七年四月から適用いたしたいと、同じ扶養手当でございませうが千円から千五百円に改める分については本年の一月分から適用いたしたいと、それから住居手当の千円から千五百円に改めようとする規定につきましては四十八年四月一日から適用したいと、通勤手当の制限をなくす規定につき



まして四十八年四月一日から適用いたしたいというふうに分けてございます。別表の五等給制の表でございますが、これは本年一月一日から適用したいという内容でございます。

なおこの一等給が八、八％の引上げで一万三百二十四円、二等給が九、六％で九千五百四十六円、三等給が九、九％で七千七百九十六円、四等給が〇、六％で六千七百三円、五等給が一一、二％で七千四百十七円となっております。平均いたしますと一〇、三％、金額にいたしました七千七百九十七円で、これは表上の改正でございます。実際の改正額は該当者が表によって違いますので実際には七千三百三十四円の引上げという内容でございます。附則の最後の関係は給与の内払い規定等については従来と同じように昨年四月から支払った給料、諸手当につきましては内払いであるので精算するという内容のものでございます。

簡単でございますが、よろしく慎重ご審議を賜りましてご決定くださるようお願い申し上げます。

○議長(末次性男君) 以上で提案理由の説明は終わりました。



これより本案に対する質疑を行ないます。

○一番(貫井喜代次君) ただいま説明を聞きましたが、この給料表の行政職、給料表のその一、その二、その三の関係はもちろん現業部門の給料表を長く使ってきたわけですが、あまりこのことは好ましくないということで一本にすべきだということは前から出ていたわけですが、ただいまの説明を聞きますとただ二表をなくして一表にふりかえたように思われるのですが、そのことをなくして一本にしたということと今まで多少なりとも行政職の二表を使っていたのは歩が悪かったということ、一号俸上の場合二表は一号上るにも百円なり二百円の差があったと、これは同じ公務員でありますいんではないかという声が前からあったわけでございますけれども、これはただ一表、二表を一つにしたと、そこに優遇的なもの、今まで日かげであったものの優遇がされていないとみられるのですが、どのように二表を使っていたものを一本にして優遇されていくかお尋ねいたします。

○企画調査室長(大野忠一君) 一番議員さんのご質問にお答え

申し上げます。

従来から一表は事務系職員の給料として適用され、二表につきましては現業関係の職員の給料表として現在まできているわけですが、これらにつきましてすでに四年前から一表と上り方、昇給間差等について非常に金額的に少ないということで逐次改めまいりまして本年で五年目になるわけでございますが、ここでも一本化したしたいということで、この内容につきましてはただいま申しあげましたように四等給よりも引上げ額は多いわけでございまして、附則別表オニとありますが、この内容につきましては一等給が九・九％、二等給が一・二％、大部分が三等給で一・六％の引上げをしてあります。平均にして一・二％になるわけでございますが、今回の引上げの表をみますと附則二表が五等給にかわるわけですが、四等給よりも引上げ率を〇・六％高くしております。したがっていままで給料的にも七百円ぐらい四等給よりも引上げ額が高くなっております。そういうことで一表として一等給から五等給までの差をなくしたいという内容でございます。そういうことで今回相当額引上

げまして一等給ふやして五等給としたわけでございします。

○一番(貫井喜代次君) ただいまの説明で大体わかりましたが、そうしますと今度は一等給から四等給までの現行給料表が五等給となつたと、別表その二の現業部門のものが一等給、二等給、三等給であつたものが五等給に一括して、しかもその内容をみますと二等給、三等給においては切替え表をみますと多少切替え措置で十一月なり十二月あるは十六ヶ月より直近上位ということで切替えになると思うが、そういうふうに一等給は全然切替え的な優遇はないように思うのですが、そのままもってきて今までの二表の一等給であつたものがどうなったかという内容は変らないという面がみられるように思いますが、そういうことはないものかどうかその点お願いいたします。

○企画調査室長(大野忠一君) それはございしません。四等給と五等給の最初の表をみていただくとわかりのように四等給の四号が五等給の五号となるてあります。そういうことで昇給間差も四等給と差をつけておりません。頭うちの問題がありましたので四等給は三十一

号までですが五等給は三十九号まで伸ばしております。そうい
うことで五等給が四等給に上らなくても三十九号までいけるわけで、
当分の間これでやそいける考え方で進んでいます。

それから附表の切替表にあります昇給時突の問題があるわけ
で進んでいます。これではききまの給与改定において千二百円の人と
六百円の人、普通一般の改定に該当する人があるわけでございま
す。そういう職員につきましては次期昇給につきましてこの延伸や
短縮も当然すべきだということも考えましたが、これらにつきましては
職員組合とも話し合ひまして全部そのまま延伸や短縮等はしない
で一月一日時点、で一年一回の昇給ということになっておりますので、
そういう切替え部分についての期間の調整というものは今回はしない
考え方で進んでいます。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○十九番(大野行夫君) この給与改定によりまして北多摩各市
とわが福生市との給与の差がどのようににちぢまていくかお願いいた
します。

○企画調査室長(大野中一君) 初任給の件だと思っておりますが、
いずれにしても給与については旧五市、八王子市、武蔵野、三鷹

立川、青梅、これは二号から三号近く初任給が違います。

その他の調布、小金井、町田等につきましては一号ぐらい低いわ
けでございます。それから狛江、清瀬、久留米等新市の

関係でございますが、これについては私どもと同じような所は稲城や
多摩が同じですが、清瀬、久留米等については現在の規定から
いきますとなお一号の差がございます。いずれにしても旧五市につい

ては相当の差があるということ、同じ古い市でも最近市になつた
所よりも一号は違つております。

○十九番(大野行夫君) 市長にお尋ねいたしますが、職員の
給与について五年前だと思ひますが、本会議において三多摩
各市の給与状況について質問したと私は記憶しておりますが、
そのときに市長からは福生の職員と北多摩の職員との差
を早急にちぢめたいと、これは職員の士気というものを考えたと
きに、またこれ以上はたうてもらう上で行政面をプラスしていくために

は必要なことだと、市長は早急に解決してそのレベルまでもっていきたいという答弁をいただいたいておると思うが、市長の給与に對する考え方をお願いいたします。

○市長（石川常太郎君） 自席からお許しを願います。

当時申しあげましたときには北多摩の現在の武威村山市、当時の村山町あるいは大和市等より相当ひうきがあったわけでございますが、その後おかげさまで上つてまいりましてようよう福生と同じ規模の市と追いついたわけでございます。ようようにして同規模の市と同じようになったわけでございます。ありがとうございます。ごまいた。今後も職員の給与は上げなければならぬと思ひますが、やはり市民のサービスということも忘れてはなりませんのでそのバランスを考へてやうてまうりたいと思ひます。しかし同じ程度の市よりも低いということは許せませんのもううん。意欲的にいたしたいと思ひます。しかしながら市民のサービスも大切でございます。ですのでそのバランスの上にたうまして上げてまうりたいと思ひております。

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

○十一番（伊東中心次郎君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となつております議案のオ一号については委員会付託および討論を省略し、原案どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） おはかりいたします。ただいま伊東中心次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。よつて議案オ一号は原案どおり可決いたしました。

○議長（末次性男君） 日程オ四議案のオ二号福生市特別会計条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(助役 篠崎俊夫君 登壇)

○助役(篠崎俊夫君) 議案オニ号 福生市特別会計条例の一部を改正する条例についてご説明を申しあげます。

わが福生市の特別会計は、福生市特別会計条例オ一条の規定により一番目に福生市公益質屋会計、二番目に福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計、三番目に福生市公共用地会計の三種類が定められておるわけですが、うち二番目の福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計につきましては、昭和四十四年九月一日付けの建設省からの通達によりまして新しい都市計画法の施行により土地区画整理事業はすでに都市計画事業として施行することになるので、土地区画整理事業会計の予算、施行規定の作成にあたっては当該土地区画整理事業の名称の上に必ず〇〇都市計画事業という字句を冠することということに定められましたので、昭和四十八年度をひかえこの機会に昭和四十八年度分の予算から現行の福生市福生都市計画福生土地区画整理事



業会計という特別会計の名称のうち、福生市福生都市計画の下に本案記載のとおり「事業」の二字を挿入いたしました。「福生市福生都市計画事業福生土地区画整理事業会計」とその名称を改めようとするものでございます。

遅うばせな提案で申しわけございませんが、よろしく慎重ご審議のうえ原案どおりご可決くださいますようお願いいたします。

○議長

北末次性男君) 以上で提案理由の説明は終了しました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長

(末次性男君) 以上で質疑を終ります。

○十一番

(伊東忠次郎君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案オニ号については委員会付託及び討論を省略し、原案どおり可決されることを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長

(末次性男君) ただいま伊東忠次郎君から所定の賛成者を得て、本案は委員会付託及び討論を省略し原案どおり

可決された旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(米次性男君) ご異議なしと認めます。 よって議案ヲ二号は原案どおり可決いたしました。

○議長(米次性男君) 日程ヲ五議案ヲ三号昭和四十七年度福生市一般会計補正予算ヲ五号を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

(企画調査室主幹生子国利君登壇)

○企画調査室主幹(生子国利君) 昭和四十七年度福生市一般会計補正予算ヲ五号についてご説明を申し上げます。

予算書に入る前に大綱的な問題についてご説明申し上げます。人事院勧告にともないまして当市におきましても先ほどご議決いただきました給与条例にともないます予算措置と国と都にあり新規制度によります私立幼稚園児の就園奨励補助及び老人医



療補助対象の拡大によります補助、それから施設の事業に対する地方債が今回の補正の大きな骨格をなしております。

計数的に申し上げますと、今回の補正は一億五千七百二十七万二千円でありまして、このうち特定財源による特定事業といたしましては約六千二百八十万円で残り約九千四百四十五万円が一般財源であります。そのうち給与の財源として約五千四百八十万円を人件費に充当いたしまして残り三千九百万円が一般行政需用費に充当されるわけでございまして、数字的に申し上げます一般財源としましては三千九百万円が需用とその他に充当されることになっております。

それではまず一ページのオ入のオ一条については補正額はオ入オ出それぞれ一億五千七百二十七万二千円を追加いたしまして総額は二億九百三十六万五千円と定めようとするものでございまして、オ二条につきましては仮称市民体育館の外構工事を債務負担行為によつて行なおうとする補正条文中でございまして、オ三条につきましては地方債補正条文中で市立オ六小学校増築事業債と流

域下水道の事業債に対する補正条文でございます。

ニページのオハから申しあげます。

市税につきましては市民税、固定資産税、市たばこ消費税、都市計画税のいずれも調定がこころ確定いたしましたので二千三百六十万一千円を収入増として見込まれるので追加補正を行なうものでございます。現在総額で七億八千六百八十五万円となっておりますが、総収入に対して約三六%が市税の構成比となっております。次に国有提供施設等所在市町村助成交付金等でございますが、この交付金が確定いたしましたして助成交付金におきまして五百十二万六千円、調整交付金におきまして四十万四千円が今回の補正が五百五十二万円、合計一億一千三百八十二万円が収入となっております。四十六年度に対して二千三百万円ばかりの増加ということで二五%の伸びになっております。

地方交付税につきましては今回の補正予算の主たる財源となっておりまして五千七百三十七万円を追加いたしましたして合計が二億八千七百三十七万円と地方交付税が決定されたわけでございます。



なお普通交付税の単価の改定と人事院勧告によりますの給与改定にもなる算定がえの結果が普通交付税の算定基礎で、その他として予算に計上されておりますものとして一千万円の特別交付税を見込んでおります。これも大体確定できるといって一千万円の増加でございます。以上が交付税でございます。次に分担金及び負担金についてですが百十一万一千円の追加で児童措置費及び老人措置費の扶養義務者からの負担金でございます。次に使用料及び手数料におきましては十六万四千円の減額でございます。

(「議長休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 暫時休憩いたします。

午前十一時三十八分 休憩

午後一時三十分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

